

秋田市医師会奨学金貸与規程

秋田市医師会奨学金規程の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人秋田市医師会定款第4条第10号に規定する看護要員の教育に関する事項の一つとして、秋田市医師会立秋田看護学校（以下「学校」という。）に在籍する学生で経済的に修学困難なものに対し、無利息で秋田市医師会奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与するため必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金の貸与の対象者は、3年次に在学する学生（2名以下）とする。この場合において、公的又は私的な奨学金の貸与を受けている学生は、除外するものとする。

(特例的貸与)

第2条の2 3年次に在学する学生であって、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、アルバイト収入が確保できないもの、保護者等からの経済的支援が一時的に困難となっているものその他特別の事由があると認められるものについては、令和2年度から同5年度までに限り、前条後段の規定にかかわらず奨学金を貸与することができるものとする。

2 前項の規定により奨学金の貸与を受けられる学生の員数は、当該年度において前条の貸与対象者と合わせて3人を超えない範囲とする。

(申請)

第3条 奨学金の貸与を受けようとする学生（次条第3項において「申請者」という。）は、所定の様式により一般社団法人秋田市医師会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(審査会及び貸与契約)

第4条 会長は、奨学金の貸与、返還等に係る事項を審議するため秋田市医師会奨学金貸与審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は若干名とし、会長がこれを任命する。

3 会長は、審査会の審議結果を尊重し貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、奨学金貸与契約（以下「貸与契約」とい

う。)を締結する。

(保証人)

第5条 貸与契約を締結し貸与を受ける学生(以下「被貸与学生」という。)は、正・副2名の保証人を立てなければならない。

2 正保証人は保護者とし、副保証人は独立の生計を営む秋田県内在住者とする。

3 保証人は、被貸与学生と連帯して一切の債務を保証するものとする。

(貸与方法)

第6条 奨学金の限度額は、60万円とする。

2 奨学金は、毎月同額を貸与し、12箇月間を限度とする。

3 月ごとの貸与額は、審査会の審議結果を尊重し会長が決定する。

4 第2項の規定にかかわらず必要と認めるときは、2箇月、3箇月、4箇月若しくは6箇月分をまとめて、又は12箇月分を一括して現金払又は口座振込の方法により貸与することができる。

(貸与契約の解除)

第7条 会長は、被貸与学生が次の各号のいずれかに該当するときは、審査会に諮り貸与契約を解除することができる。

(1) 途中退学したとき。

(2) 心身の故障その他修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 学業成績又は素行が著しく不良になつたと認められるとき。

(4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 申請書の内容に虚偽の記載があると認められるとき。

(6) 死亡したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が奨学金の貸与を継続することが不適當であると認めるとき。

2 会長は、前項の規定により貸与契約を解除したときは、速やかにその旨を通知するものとする。

(貸与の休止等)

第8条 会長は、前条第1項に規定する貸与契約の解除事由に該当しない

場合において、特に必要があると認めるときは、当該奨学金の貸与を休止し、又は保留することができる。

2 会長は、前項の規定により奨学金の貸与を中止し、又は保留したときは、速やかにその旨を通知するものとする。

(返還の義務)

第9条 被貸与学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金を所定の期間内に、口座振込の方法により返還しなければならない。

(1) 貸与契約が満了となったとき。

(2) 第7条第1項の規定により契約を解除されたとき。

(返還方法の変更)

第10条 被貸与学生であった者は、申請により奨学金の返還を開始した際の返還方法を変更することができる。

2 会長は、前項の規定による申請を審査会に諮りこれを承認したときは、速やかにその旨を通知するものとする。

(返還の猶予)

第11条 会長は、被貸与学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請を審査会に諮り、奨学金の返還について期間を定めて猶予することができる。

(1) 学校を卒業後、更に他種の看護職員を養成する施設において修学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

2 会長は、前項の規定により奨学金の返還を猶予することと決定したときは、速やかにその旨を通知するものとする。

3 奨学金の返還の猶予については、引き続き業務に従事することができなかった期間が30日を越えないときは、申請することができない。

(返還金の減免)

第12条 会長は、被貸与学生であった者が返還期間中に死亡又は心身の故障のため業務の継続ができなくなった場合その他特に必要があると認められる場合は、その申請を理事会に諮り、当該奨学金の貸与に係る返還金を

減免することができる。

- 2 会長は、前項の規定により当該奨学金の貸与に係る返還金の減免を承認することと決定したときは、速やかにその旨を通知するものとする。

(届出)

第13条 被貸与学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (3) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 正・副保証人（以下「保証人」という。）の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は保証人が死亡したとき。

- 2 被貸与学生であった者で奨学金を返還しているものが次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 前項第1号又は第4号に掲げる事項に該当するとき。
- (2) 業務に従事したとき又は従事しなくなったとき。
- (3) 勤務先を変更したとき。

- 3 保証人は、被貸与学生又は被貸与学生であった者で奨学金を返還しているものが死亡したときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(遅延利息)

第14条 被貸与学生が期限までに当該奨学金に係る返還金を返済しなかったときは、遅延利息を支払わなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 秋田市医師会奨学金貸与規程（平成31年3月28日秋田市医師会長決裁。以下「新規程という。」）の施行の際現に秋田市医師会奨学金規程（以下「旧規程」という。）第3条の規定に基づきなされた申請については、新規程第3条の規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 新規程の施行の際現に旧規程第8条の規定に基づき奨学金を返還している者があるときは、奨学金の返還に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、秋田市医師会長決裁のあった日から施行し、令和2年4月1日に遡って適用する。

（この規程の失効）

- 2 この規程は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この規程は、令和4年3月31日から施行する。